

## 関東百貨店健康保険組合データヘルス計画（第3期） （令和6年度～令和11年度）

当健康保険組合では、加入者の生活習慣病の発症や重症化予防、また、健康への意識を高めることを目的に保健事業を計画・実施します。事業の実施にあたっては、健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報を活用し、より効果のある保健事業を目指すため評価・改善を行います。

また、保健事業の実行性を高めるためには、事業主との連携・協働が重要となることから、事業の実施にあたっては、事業主の理解や協力を得ながら進め、健康経営の視点で事業主とメリットを共有していきます。

### 1. 重点的取組事項

#### 特定健康診査・特定保健指導

加入者に健康意識を持ってもらうため広報誌やホームページを活用した案内や健康情報の提供を行う。また、未受診・未実施者に対する受診勧奨を実施し、受診者・実施者の増加に努める。

#### 生活習慣病予防

生活習慣病重症化予防指導の実施を行うとともに重症化を防ぐため受診勧奨についても実施する。

### 2. 事業内容等

#### (1) 健康診断(特定)・人間ドック(特定)・家族健診(特定)・家族人間ドック(特定)・健康診断・家族健診

対象者(特定)：40歳以上の被保険者、40歳以上の被扶養配偶者

対象者：40歳未満の被保険者、40歳未満の被扶養配偶者

特定健康診断等においては、第4期特定健康診査等実施計画の目標値である令和11年度までに被保険者特定健診受診率95%以上、被扶養者特定健診受診率30%以上に取組むため、加入者への健康情報の提供や未受診者減少のため受診勧奨を行う。

#### (2) 特定保健指導

対象者：特定健診等の受診結果において特定保健指導の階層化基準により指導対象となった者

特定保健指導においては、第4期特定健康診査等実施計画の目標値である特定保健指導実施率30%以上に取組むため、保健指導の案内の送付、事業主の協力を得ながら参加しやすい環境づくりを図る。

#### (3) 生活習慣病重症化予防指導および受診勧奨

対象者：健康診断等の受診結果数値が当健康保険組合が設定した基準に該当する者

健康診断等の受診結果の検査値がハイリスク域にある加入者に疾病の悪化による就労の中断、生活の質の低下や入院による医療費の高額化などを防ぐため重症化予防指導および受診勧奨を実施する。

- (4) ダイエットサポート・禁煙サポート  
対象者(ダイエットサポート)：健診結果 BMI25 以上の被保険者・被扶養者  
高血圧・糖尿病・脂質異常症などの疾患を予防するためダイエットサポートを実施する。  
対象者(禁煙サポート)：被保険者・被扶養者  
本人の疾病予防、周囲の方への受動喫煙防止のため禁煙サポートを実施する。
- (5) インフルエンザ予防接種補助  
対象者：被保険者・被扶養者  
実施時期：10月～3月  
インフルエンザ予防対策としてワクチン接種に対し補助を実施する。(一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会との共同事業)
- (6) 脳検査の斡旋  
対象者：40歳以上の被保険者・被扶養者  
脳卒中の予防と脳血管疾患の危険因子の早期発見に有効とされている脳検査の斡旋を行う。(一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会との共同事業)
- (7) 健康経営の推進  
対象：当健康保険組合加入事業所  
健康経営優良法人、健康企業宣言などの顕彰制度を通じ、「健康経営」を実施する事業所の増加を目指し、取組む事業所のサポートを強化する。
- (8) 事業所健康セミナー  
対象：当健康保険組合加入事業所  
当健康保険組合の指導スタッフが、事業所に赴き、事業所の要望に沿った内容で健康の保持・増進のための健康セミナーを実施する。
- (9) 健康者表彰  
対象者：65歳未満の被保険者は3年以上連続して、65歳以上の被保険者・被扶養者は1年以上、医療機関等で療養の給付を受けなかった者  
健康の保持増進に努め健康に過ごしたことを称え、継続して健康意識を高めってもらうため実施する。
- (10) ジェネリック医薬品への切り替え促進通知・推奨通知の送付  
対象者：ジェネリック医薬品に変更した場合に負担額が減額となる加入者  
ジェネリック医薬品の切り替え促進通知を送付、新たに前期高齢者(65歳)に該当した方に推奨通知を送付、前期高齢者で70歳に達した方にジェネリック医薬品に関するアンケートを送付し、返送されたアンケートにより、希望者にはジェネリック医薬品に切り替えた場合の費用効果の通知を送付する。
- (11) 前期高齢者訪問健康相談  
対象者：65歳以上の被扶養者(医療費が当健康保険組合の設定金額以上)  
実施時期：8月～3月  
保健師・看護師が対象者の自宅を訪問し、健康や介護などの相談に応じ、ア

ドバイスや情報提供を行い、健康に過ごせるため健康サポートを実施する。  
(委託事業)

(12) 健康電話相談・メンタルヘルス相談

対象者：被保険者・被扶養者

健康電話相談は、健康に関する質問や相談について、医療・健康づくりなどの専門資格者を保有する相談員が対応するサービスの電話健康相談を実施する。(委託事業)

メンタルヘルスカウンセリング

不安や心配などこころに悩みを抱えている方に臨床心理士の資格を持つカウンセラーが、面接または電話でカウンセリングを実施する。(委託事業)

(13) 女性の妊娠・出産・育児に関する相談

対象者：被保険者・被扶養者

実施時期 12月～3月

委託先事業者による相談窓口を設置し、女性産婦人科医による相談、チャットボットを活用した妊娠・出産に関する相談・SNSを活用したメンタル相談サービスを実施する。(委託事業)